

津市水洗便所改造費助成金交付要綱

平成 29 年 3 月 28 日上下水道事業訓第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水洗化の推進及び環境衛生の向上を図るため、生活扶助を受けている者又は低所得者であって、その居住する住宅のくみ取便所及び浄化槽を水洗便所（処理区域の下水道管に接続されるものに限る。以下同じ。）に改造しようとするものに対し、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 4 号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活扶助を受けている者 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる生活扶助を受けている世帯の世帯主をいう。
- (2) 低所得者 助成金の交付を受けようとする年度における市民税及び県民税非課税世帯の世帯主をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (4) 処理区域 本市の区域内における下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号に掲げる処理区域をいう。
- (5) 改造工事等 法第 10 条第 1 項の規定による排水設備を設置するための工事及び法第 11 条の 3 第 1 項の規定によるくみ取便所を水洗便所に改造するための工事並びに既設の浄化槽を撤去する工事をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の助成金は、「水洗便所改造費助成金」（以下「助成金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 助成金は、生活扶助を受けている者又は低所得者であって、次の各号

のいずれにも該当するものに対し、改造工事等に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 下水道の供用開始後３年以内に改造工事等を実施した者（上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこの期間内に改造工事等を行うことができなかったことについて相当の理由があると認める者を含む。）
- (2) 市税、公共下水道事業に係る受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を滞納していない者

（助成金の額）

第５条 助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 生活扶助を受けている者 改造工事等に要する費用から生活保護法第１４条第２号に掲げる事項の範囲内において行われる住宅扶助として受けた額を控除した額
- (2) 低所得者 改造工事等に要する費用に１０分の１を乗じて得た額（当該額が３５，０００円を超えるときは、３５，０００円）

２ 前項各号の規定により算出された助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改造工事等に着手する日の１０日前までに、水洗便所改造費助成金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票その他居住していることが分かる書類
- (2) 世帯全員の市・県民税所得課税証明書
- (3) 世帯全員の市税完納証明書
- (4) 改造工事等に要する費用に係る見積書の写し
- (5) 排水設備計画確認申請書の写し
- (6) 排水設備調書図面の写し
- (7) 位置図

（交付の適否の決定）

第７条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、その結果を水洗便所改造費助成金交付決定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は、生活扶助を受けている者に対する助成金の交付を決定するときは、社会福祉事務所長と協議するものとする。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 改造工事等に要した費用に係る請求書及び領収書の写し又はこれに準ずるもの

- (2) 工事施工写真

(助成金の支払)

第9条 助成金は、次に掲げる方法により支払うものとする。

- (1) 生活扶助を受けている者に対する助成金は、改造工事等の検査終了後、当該工事施工者に直接支払うものとする。
- (2) 低所得者に対する助成金は、改造工事等の検査終了後、当該低所得者に支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る助成金について適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

水洗便所改造費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊞

電 話

津市水洗便所改造費助成金交付要綱第 6 条の規定により、水洗便所改造費助成金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施 設 区 分	☐ くみ取便所 ☐ 浄化槽撤去
工 事 場 所	
工 事 施 工 者	
工 事 金 額	
添 付 書 類	

第2号様式（第7条関係）

水洗便所改造費助成金交付決定（却下）通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けの水洗便所改造費助成金の交付申請について、津市水洗便所改造費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	交付決定 ・ 却下
助 成 金 額	金 円
決定（却下）理由	